道路交通法施行令 (昭和三十五年政令第二百七十号)

改 正 後 改 正 前

(初心運転者標識の表示義務を免除される者)

第二十六条の四 法第七十一条の五第一項の政令で定める者は、 次に掲

げるとおりとする。 現に受けている準中型自動車免許を受けた日前六月以内に当該免

許に係る法第七十一条の五第二項の上位免許

(以下この条において

「上位免許」という。)を受けていたことがある者

型免許」という。)を受けていた期間 が停止されていた期間を除く。 いたことがある準中型自動車免許 現に受けている準中型自動車免許を受けた日前六月以内に受けて が通算して一年以上である者(次 (以下この号において「直前準中 (当該直前準中型免許の効力

イ に掲げる者を除く。 法第百四条の二の二第一項、 第 一項又は第四項の規定により直

前準中型免許を取り消された者

口 受けなかつた者 したため法第百四条の二の二第一項の規定による免許の取消しを 直前準中型免許に係る再試験を受けた後直前準中型免許が失効

超えた日以後に直前準中型免許が失効したため法第百四条の二の 試験を受けなかつた者で、 法第百条の二第五項の規定に違反して直前準中型免許に係る再 同項に規定する期間が通算して一月を

(初心運転者標識の表示義務を免除される者)

第二十六条の四

、傍線の部分は改正部分、

二第二 項又は第四項の規定による免許の取消しを受けなかつたも

0)

三 算して一年以上のもの 転免許を受けていた期間のうち当該外国等に滞在していた期間が通 運転免許を受けていたことがある者で、 自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の 現に受けている準中型自動車免許を受けた日前六月以内に準中型 当該外国等の行政庁等の運

兀 現に受けている準中型自動車免許を受けた日以後に当該免許に係

る上位免許を受けた者

2 する。 法第七十一条の五第二項の政令で定める者は、 次に掲げるとおりと

に係る上位免許を受けていたことがある者

現に受けている普通自動車免許を受けた日前六月以内に当該免許

(略

兀

上位免許を受けた者

現に受けている普通自動車免許を受けた日以後に当該免許に係る

(聴覚障害の程度)

第二十六条の四の二

(聴覚障害の程度)

る程度の聴覚障害は、

る基準に達しない程度の聴覚障害とする。

法第七十一条の六第一項及び第二項の政令で定め 両耳の聴力が補聴器を用いても内閣府令で定め 第二十六条の四の二 覚障害は、 しない程度の聴覚障害とする。 両耳の聴力が補聴器を用いても内閣府令で定める基準に達 法第七十一条の六第一項の政令で定める程度の聴

法第七十一条の五第一項の政令で定める者は、次に掲げるとおりと

する。

の二第一項第一号の上位免許 現に受けている普通自動車免許を受けた日前六月以内に法第百条 (第四号において「上位免許」という

-= (略)

。)を受けていたことがある者

現に受けている普通自動車免許を受けた日以後に上位免許を受け

た者

兀

第二十六条の七 う。 ない旨を命ずることができることとする。 超えない範囲内の期 表三の上欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期間 欄に掲げる罪に当たる行為として認定されたものに限る。)のそれぞ 違反行為が行われた時までの間における当該自動車についての当該違 年以内における当該使用者の使用する当該指示に係る自動車に係る違 者がその違反行為の区分ごとに同表の中欄に掲げる指示を受けた後一 表一の上欄に掲げる違反行為が行われた場合において、 る点数以上の点数に該当することとなつたときは、 れについて別表第二の定めるところにより付した基礎点数の合計をい 反行為と同一の区分のその他の違反行為(その行為の都度、 反行為関係累計点数 上欄に掲げる前歴の回数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定め 以下この条において同じ。)が、当該自動車の使用者の次の表二 法第七十五条の二第一項の政令で定める基準は、 間 (当該違反行為及び当該指示を受けた時から当該 当該自動車を運転 又は運転させてはなら 当該自動車の次の 自動車の使用 同表の下 次の を

衣一・表二 (略)

表

準中型自動車、大型	型特

(車両の使用の制限の基準)

2

略

第二十六条の七 う。 ない旨を命ずることができることとする。 超えない範囲内の期間、 表三の上欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期 る点数以上の点数に該当することとなつたときは、 の上欄に掲げる前歴の回数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定 れについて別表第二の定めるところにより付した基礎点数の合計を 欄に掲げる罪に当たる行為として認定されたものに限る。) 反行為と同一の区分のその他の違反行為 違反行為が行われた時までの間における当該自動車についての当該違 反行為関係累計点数 年以内における当該使用者の使用する当該指示に係る自動車に係る違 者がその違反行為の区分ごとに同表の中欄に掲げる指示を受けた後 表一の上欄に掲げる違反行為が行われた場合において、 以下この条において同じ。)が、当該自動車の使用者の次の 法第七十五条の二第一項の政令で定める基準は、 (当該違反行為及び当該指示を受けた時から当該 当該自動車を運転し (その行為の都度、 又は運転させてはなら 当該自動車 自動車の のそれぞ 同表の下 . О 表二 次の 間 次 使 用

表一・表二(略)

表三.

自動車の種類	炽		期間
大型自動車、	中型自動車、	大型特殊自動車又は重被牽	三月
引車			
(略)			(略)

2 (略)

(車両の使用の制限の基準)

第二十六条の八 掲げる種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期間の範囲内におい を除く。)を受けたことがあるときは、 ある場合には、 当該命令に従つて当該命令に係る運転の禁止の期間を経過したことが 第七十五条の二第二項の規定による公安委員会の命令を受け、 当該使用者が当該車両につき法第七十五条第二項 り消されたものを除くほか、当該標章が取り付けられた日において、 歴の回数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める納付命令の回数以 該標章が取り付けられた日前六月以内に、次の表一の上欄に掲げる前 車 委員会が法第五十一条の四第一項の規定により標章が取り付けられた できることとする。 に掲げる行為に係る部分に限る。以下この条において同じ。)又は法 ·両の使用者に対し納付命令をした場合において、当該使用者が、 当該車両を運転し、 当該車両が原因となつた納付命令(同条第十六項の規定により取 当該命令を受ける前に取り付けられた標章に係るもの 法第七十五条の二第二項の政令で定める基準は、 又は運転させてはならない旨を命ずることが 当該車両の次の表二の上欄に (同条第一項第七号 かつ、 公安 当

表一 (略)

表二

	動	大	車
(略)	車又は	大型自動	両の種
	重被	車、	類
	牽引車	中型自動車、	
		準中型自動車、	
		大型特殊自	
(略)		三月	期間

(最高速度)

第二十六条の八 上 できることとする。 て、 掲げる種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期間の範囲内にお を除く。)を受けたことがあるときは、 ある場合には、当該命令を受ける前に取り付けられた標章に係るもの 当該命令に従つて当該命令に係る運転の禁止の期間を経過したことが 第七十五条の二第二項の規定による公安委員会の命令を受け、 に掲げる行為に係る部分に限る。以下この条において同じ。)又は法 当該使用者が当該車両につき法第七十五条第二項 り消されたものを除くほか、当該標章が取り付けられた日において 歴の回数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める納付命令の回数以 該標章が取り付けられた日前六月以内に、次の表一の上欄に掲げる前 車両の使用者に対し納付命令をした場合において、 委員会が法第五十一条の四第一項の規定により標章が取り付けられ 当該車両が原因となつた納付命令(同条第十六項の規定により取 当該車両を運転し、 法第七十五条の二第二項の政令で定める基準は、 又は運転させてはならない旨を命ずることが 当該車両の次の表二の上欄に (同条第一項第七号 当該使用者が、 かつ、 当

表一 (略)

表 二

(略)       (略)         (略)       (略)         財間       期間				
型自動車、大型特殊自動車又は重被牽ニニ	(略)	引車	型自動	両の種
型特殊自動車又は重被牽三			型自動	
(略) 三 期間			型特殊自動車又は重被	
	(略)		三月	期間

(最高速度)

各号に定めるとおりとする。の最高速度は、次の各号に掲げる自動車の区分に従い、それぞれ当該条に規定する本線車道を除く。次項において同じ。)を通行する場合第二十七条 最高速度のうち、自動車が高速自動車国道の本線車道(次

次に掲げる自動車 百キロメートル毎時

# イ・ロ (略)

引するものを除く。) を有し、かつ、牽引されるための構造及び装置を有する車両を牽を有し、かつ、牽引されるための構造及び装置を有する車両を牽が

# 二~~ (略)

ル毎時 一 前号イからへまでに掲げる自動車以外の自動車 八十キロメート

### 2 (略)

い大型自動車、中型自動車又は準中型自動車)(大型免許を受けた二十一歳に満たない者等が運転することができな

# 第三十二条の二 (略)

- 官が運転するもの以外の中型自動車)とする。 中型自動車 (二十歳に満たない者にあつては、自衛隊用自動車で自衛中型自動車で当該緊急用務のため運転するもの(自衛隊用自動2 法第八十五条第五項の政令で定める中型自動車は、第十三条第一項
- 項に規定する自動車で当該緊急用務のため運転するものに該当する準 法第八十五条第五項の政令で定める準中型自動車は、第十三条第一

各号に定めるとおりとする。の最高速度は、次の各号に掲げる自動車の区分に従い、それぞれ当該条に規定する本線車道を除く。次項において同じ。)を通行する場合第二十七条 最高速度のうち、自動車が高速自動車国道の本線車道(次

次に掲げる自動車 百キロメートル毎時

## イ・ロ (略)

# ハ〜ホ (略)

ル毎時 一前号イから示までに掲げる自動車以外の自動車 八十キロメー

1

### 2 (略)

い大型自動車又は中型自動車) (大型免許を受けた二十一歳に満たない者等が運転することができな

# 第三十二条の二 (略)

外の中型自動車)とする。 
に満たない者にあつては、自衛隊用自動車で自衛官が運転するもの以 
に満たない者にあつては、自衛隊用自動車で自衛官が運転するものを除く。) に該当する中型自動車 (二十歳 
明本で自衛官が運転するものを除く。) に該当する中型自動車 (二十歳 
のの中型自動車で当該緊急用務のため運転するもの(自衛隊用自動 
のの中型自動車は、第十三条第一項

# 中型自動車とする。

い中型自動車又は準中型自動車 (中型免許を受けた二十一歳に満たない者等が運転することができな

第三十二条の三 (略)

2 自衛官が運転するものを除く。 委員会が行う審査に合格した者が運転するもの及び自衛隊用自動車で 項に規定する自動車で当該緊急用務のため運転するもの ための準中型自動車の運転に関し内閣府令で定めるところにより公安 法第八十五条第六項の政令で定める準中型自動車は、 )に該当する準中型自動車とする。 第十三条第 (緊急用務の

ない準中型自動車又は普通自動車) (準中型免許を受けた二十一歳に満たない者等が運転することができ

第三十二条の三の二 自動車は、 前条第一 一項に規定する準中型自動車とする。 法第八十五条第七項第一号の政令で定める準中型

2 で自衛官が運転するものを除く。 安委員会が行う審査に合格した者が運転するもの及び自衛隊用自動 務のための普通自動車の運転に関し内閣府令で定めるところにより公 第 法第八十五条第七項第二号の政令で定める普通自動車は、 項に規定する自動車で当該緊急用務のため運転するもの )に該当する普通自動車とする。 第十三条 (緊急用

(普通免許を受けた者が運転することができない普通自動車)

法第八十五条第八項の政令で定める普通自動車は、

前

第三十二条の四

条第二項に規定する普通自動車とする。

い中型自動車 (中型免許を受けた二十一歳に満たない者等が運転することができな

第三十二条の三 (略)

(普通免許を受けた者が運転することができない普通自動車)

第三十二条の四 十三条第一項に規定する自動車で当該緊急用務のため運転するもの 法第八十五条第七項の政令で定める普通自動車は、 第

(大型二輪免許等を受けた者が運転することができない大型自動二輪

自衛隊用自動車で自衛官が運転するものを除く。)に該当する大型自 ところにより公安委員会が行う審査に合格した者が運転するもの及びの (緊急用務のための大型自動二輪車の運転に関し内閣府令で定める 第十三条第一項に規定する自動車で当該緊急用務のため運転するも第三十二条の五 法第八十五条第九項の政令で定める大型自動二輪車は

一輪車とする。

車で自衛官が運転するものを除く。)に該当する普通自動二輪車とすのための普通自動二輪車の運転に関し内閣府令で定めるところによりのための普通自動二輪車の運転に関し内閣府令で定めるところにより一項に規定する自動車で当該緊急用務のため運転するもの(緊急用務2 法第八十五条第九項の政令で定める普通自動二輪車は、第十三条第

する普通自動二輪車とする。 法第八十五条第十項の政令で定める普通自動二輪車は、前項に規定

る

同項ただし書の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。第三十三条の二の二 法第九十条第一項第七号に該当する者についての

自動車で自衛官が運転するものを除く。)に該当する普通自動車とすより公安委員会が行う審査に合格した者が運転するもの及び自衛隊用緊急用務のための普通自動車の運転に関し内閣府令で定めるところに

(大型二輪免許等を受けた者が運転することができない大型自動二輪

車等)

る。

2 法第八十五条第八項の政令で定める普通自動二輪車とする。

する普通自動二輪車とする。 法第八十五条第九項の政令で定める普通自動二輪車は、前項に規定

同項ただし書の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。第三十三条の二の二 法第九十条第一項第七号に該当する者についての

ときは、 とする。 号に該当した場合において、その者が法第百二条第 についてやむを得ない理由があるときを除き、 定に違反して同条第六項の通知に係る適性検査を受けないと認める までの規定による命令に違反したと認めるとき又は同条第七項の規 書の規定により免許を保留された者が当該保留の期間内に重ねて同 法第九十条第一項第七号に該当することを理由として同項ただし 当該命令に応じないこと又は当該適性検査を受けないこと 免許を与えないもの 項から第三項

### 二 (略)

(大型免許等を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者

第三十三条の六 る者とする。 要がないものとして政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当す 法第九十条の二第一項第一号に定める講習を受ける必

次のいずれかに該当する者

次に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、

それぞれ次に定

- める免許を現に受けている者 中型
- (1) 自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許 大型自動車免許 中型自動車免許、 準中型自動車免許
- (2)許 中型自動車免許 準中型自動車免許又は普通自動車第 二種免
- (3) 略
  - 準中型自動 事免許 普通自動車第二種免許

号に該当した場合において、その者が法<br />
第百二条第七項の規定に違 きを除き、 反して同条第六項の通知に係る適性検査を受けないと認めるときは 書の規定により免許を保留された者が当該保留の期間内に重ねて同 当該適性検査を受けないことについてやむを得ない理由があると 法第九十条第一項第七号に該当することを理由として同項ただし 免許を与えないものとする。

#### (略)

(大型免許等を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者

第三十三条の六 要がないものとして政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当す る者とする。 法第九十条の二第一項第一号に定める講習を受ける必

- 次のいずれかに該当する者
- める免許を現に受けている者 次に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、 それぞれ次に定
- (1)は普通自動車第二種免許 大型自動車免許 中型自動車免許、 中型自動車第二種免許又
- (2)中型自動車免許 普通自動車第二種免許

#### 口 • (略)

- もの 特定失効者」という。)又は同項第五号に規定する特定取消処分 とする免許の種類に応じ、それぞれ次に定める免許を受けていた 法第九十七条の二第一項第三号に規定する特定失効者 (以 下 「特定取消処分者」という。)で、 次に掲げる受けよう (以下「
- (1)車第二 型自動車免許、 大型自動車免許 種免許、 中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種 中型自動車免許、 中型自動車免許又は準中型自動車免許 準中型自動車免許、 大型自動 大 免
- (2)動車第二種免許又は普通自動車第二種免許 自動車免許、 普 [通自動車免許 普通自動車免許、 大型自動車免許、中型自動車免許 大型自動車第I 一種免許、 中型自 準中型
- ホ 上のもの いた期間のうち当該外国等に滞在していた期間が通算して三月以 けていたことがある者で、当該外国等の行政庁等の免許を受けて 当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受 けようとする免許の種類に応じ、それぞれ次に定める自動車に相 受けようとする免許を申請した日前六月以内に、 次に掲げる受
- (1)大型自動車 動車 免許 中型自動車免許又は準中型自動車免許 準
- (2)略

中型自

に掲げる講習を終了したもの した日前 次のいずれかに該当する者であつて、受けようとする免許を申請 一年以内に、 当該免許に係る法第百八条の二第一項第四号

- もの 特定失効者」という。)又は同項第五号に規定する特定取消処分 とする免許の種類に応じ、それぞれ次に定める免許を受けていた 法第九十七条の二第一項第三号に規定する特定失効者 (以 下 「特定取消処分者」という。)で、 次に掲げる受けよう (以下「
- (1) 自 は普通自動車第二 動車免許、 大型自動車免許又は中型自動車免許 大型自動車第 一種免許 一種免許、 中型自動車 大型自動車免許、 第 一種免許 中型
- (2)普通自動車第二種免許 動 車免許、 普通自動車免許 大型自動車第二種免許、 大型自動車免許、 中型自動車第二種免許又は 中型自動車免許、 普通·
- ホ 当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受 上のもの いた期間のうち当該外国等に滞在していた期間が通算して三月以 けていたことがある者で、当該外国等の行政庁等の免許を受けて けようとする免許の種類に応じ、それぞれ次に定める自動車に相 受けようとする免許を申請した日前六月以内に、 次に掲げる受
- (1)大型自動車免許又は中型自動車免許 中型自動
- (2)略
- に掲げる講習を終了したもの した日前 次のいずれかに該当する者であつて、 一年以内に、 当該免許に係る法第百八条の二第一項第四号 受けようとする免許を申請

1 める免許を現に受けている者 次に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、 それぞれ次に定

(1) 大型自動車免許 中型自動車免許又は準中型自動車免許

#### (2) (略

通自動車免許、

大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許

口 免許の種類に応じ、 特定失効者又は特定取消処分者で、次に掲げる受けようとする それぞれ次に定める免許を受けていたもの

(1) 通自動車免許、 大型自動車免許 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許 中型自動車免許又は準中型自動車免許 普

#### (2)略

上のもの いた期間のうち当該外国等に滞在していた期間が通算して三月以 けていたことがある者で、 当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受 けようとする免許の種類に応じ、 受けようとする免許を申請した日前六月以内に、 当該外国等の行政庁等の免許を受けて それぞれ次に定める自動車に相 次に掲げる受

(1)通自動車又は普通自動二輪車 大型自動車免許、 中型自動車免許又は準中型自動車免許 普

#### (2)(略)

(略)

二・ホ

2 \ \ 4 略

(受験資格の特例

第三十四条

(略

イ める免許を現に受けている者 次に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、 それぞれ次に定

(1) 自 .動二輪車免許又は普通自動二輪車免許 大型自動車免許又は中型自動車免許 普通自動車免許、 大型

#### (2)(略)

口

免許の種類に応じ、 特定失効者又は特定取消処分者で、 それぞれ次に定める免許を受けていたもの 次に掲げる受けようとする

自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許 大型自動車免許又は中型自動車免許 普通自動車免許、

(1)

#### (2)(略)

上のもの けていたことがある者で、当該外国等の行政庁等の免許を受けて 当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受 けようとする免許の種類に応じ、それぞれ次に定める自動車に相 いた期間のうち当該外国等に滞在していた期間が通算して三月以 受けようとする免許を申請した日前六月以内に、 次に掲げる受

(1)動 大型自動車免許又は中型自動車免許 一輪車 普通自動車又は普通

(2)(略) (略)

二 ・ ホ

 $\frac{2}{4}$ (略)

(受験資格の特例)

第三十四条 (略)

3

- る者とする。 法第九十六条第五項第一号の政令で定めるものは、 次の各号に掲 げ 3
- が二年以上の者 法第八十五条第十 の運転者以外の乗務員として旅客自動車に乗務した経験の期間 項の旅客自動車 以下 「旅客自動車」という
- 車 け る教習を修了した者 免許又は大型特殊自動車免許を受けた日以後において、 大型自動車免許、 の運転に関する教習を行う施設で公安委員会が指定したものにお 中型自動車免許、 準中型自動車免許、 旅客自 普通自動 動
- 年以上 通自動車及び大型特殊自動車に限る。 て自衛隊用自動車 大型自動車免許、 免許又は大型特殊自動車免許を受けた日以後において、 一の者 中型自動車免許、 (大型自動車、 中型自動車、 )を運転した経験の期間が二 準中型自動車免許、 準中型自 普通自 自衛官と 動 車 普 動
- 4 る者とする。 法第九十六条第五項第二号の政令で定めるものは、 次の各号に掲げ
- 用車両 乗務した経験の期間が二年以上の者 引自動車の運転者以外の乗務員として牽引自動車又は旅客用車 R車両(以下「旅客用車両」という。)を牽引する場合における牽「牽引自動車」という。)によつて、法第八十五条第十一項の旅客 法第七十五条の八の二第一項の牽引自動車 (以下この項において 一両に
- 大型自 免許又は大型特殊自動車免許を受けた日以後において、 動 軍免許、 中型自動車免許 準中型 自 動車 一免許、 牽引自動 普通自 動

2 略

る者とする。

法第九十六条第五項第一号の政令で定めるもの は 次の各号に掲げ

法第八十五条第十項の旅客自動車 以下 「旅客自動車」とい

- 一年以上の者 の運転者以外の乗務員として旅客自動車に乗務した経験の期間が
- 習を行う施設で公安委員会が指定したものにおける教習を修了した 自 大型自動車免許、 動車免許を受けた日以後において、 中型自動車免許、 旅客自 普通自動車免許又は大型特 動車の運転に関する教
- 三 自動車免許を受けた日以後において、 (大型自動車、 )を運転した経験の期間が二年以上の者 大型自動車免許、 中型自動 中型自動車免許、 車、 普通自動車及び大型特殊自動車に 自衛官として自衛隊用自 普通自 動車免許又は大型特 限る 動 車
- 4 る者とする。 法第九十六条第五項第二号の政令で定めるものは、 次の各号に
- 車両 務 自動車の運転者以外の乗務員として牽引自動車又は旅客用車両に 牽引自動車」という。)によつて、 法第七十五条の八の二第一項の牽引自動 した経験の期間が二年以上の者 (以 下 「旅客用車両」という。) 法第八十五条第十項の旅客用 を牽引する場合における牽引 車 (以下この項にお いて
- 自 動車免許を受けた日以後において、 大型自動車免許、 中型自動車免許、 普通自 牽引自動車によつて旅客用車 動 車免許又は大型 特

した者る教習を行う施設で公安委員会が指定したものにおける教習を修了する教習を行う施設で公安委員会が指定したものにおける教習を修了車によつて旅客用車両を牽引して牽引自動車を運転することに関す

第三十四条の二 法第九十六条の二の政令で定める者は、次に掲げると

おりとする。

動車免許の試験を受けようとする者で、次のいずれかに該当するも大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自

転免許を同項に規定する検査の時に受けており、かつ、当該検査自動車仮運転免許、準中型自動車仮運転免許又は普通自動車仮運 うとする免許の種類に応じそれぞれ大型自動車仮運転免許、中型イ 法第八十九条第三項後段に規定する書面を有する者で、受けよ

公安委員会が指定したものにおける教習を修了した者両を牽引して牽引自動車を運転することに関する教習を行う施設で

は第九十六条第六項の政令で定める者は、普通自動車免許を現に受 は第四項の規定による<br/>
当該普通自動車免許の取消しを受けていな 明する法第百四条第一項の通知を受けた者で法第百四条の二の二第二 けている者を除く。)のうち、法第百四条の二の二第六項において準 けている者(大型特殊自動車免許又は大型特殊自動車第二種免許を受 法第九十六条第六項の政令で定める者は、普通自動車免許を現に受

おりとする。 第三十四条の二 法第九十六条の二の政令で定める者は、次に掲げると

けようとする者で、次のいずれかに該当するもの 大型自動車免許、中型自動車免許又は普通自動車免許の試験を受

査の時に受けており、かつ、当該検査を受けた日から起算して一自動車仮運転免許又は普通自動車仮運転免許を同項に規定する検うとする免許の種類に応じそれぞれ大型自動車仮運転免許、中型イ 法第八十九条第三項後段に規定する書面を有する者で、受けよ

を受けた日から起算して一年を経過していないもの

ロ〜ホ (略

(略)

第三十四条の五 掲げるとおりとする。 法第九十七条の二第三項の政令で定める基準は、 次に

(略)

兀 自動車免許が失効した日から起算して六月の間は、 り消された日から、 イ 当するときは、 項第二号及び第三号に掲げる事項について行う試験を免除する。 準中型自動車仮運転免許を受けようとする者が次に掲げる者に該 法第百四条の二の二第一項、 イに掲げる者にあつては当該準中型自動車免許を取 ロからニまでに掲げる者にあつては当該準中型 第 一項又は第四項の規定により準 法第九十七条第

口 日までの間に準中型自動車免許が失効したため けた後法第百条の二第五項に規定する期間が通算して一 を受ける前に準中型自動車免許が失効し、 準中型自動車免許に係る基準該当初心運転者で、 つたもの 又は再試験の通知を受 再試験を受けな 再試験の通知 月となる

中型自動車免許を取り消された者

- 失効したため法第百四条の二の二第 しを受けなかつた者 準中型自動車免許に係る再試験を受けた後準中型自動車免許が 一項の規定による免許の取消
- 試験を受けなかつた者で、 法第百条の二第五項の規定に違反して準中型自動車免許に係る 同項に規定する期間が通算して一月

年を経過していないもの

口~ホ (略)

(略)

第三十四条の五 法第九十七条の二第三項の政令で定める基準は、 次に

掲げるとおりとする。

(略)

二の二第二項又は第四項の規定による免許の取消しを受けなかつを超えた日以後に準中型自動車免許が失効したため法第百四条の

五 普通自動車仮運転免許を受けようとする者が次に掲げる者に該当五 普通自動車仮運転免許を受けようとする者が次に掲げる者にあっては当該準中型自動車免許又は普通自動車免許が失効した日から ロからニまでに掲げる者にある事項について行う試験を免除する。

中型自動車免許又は普通自動車免許を取り消された者 法第百四条の二の二第一項、第二項又は第四項の規定により準

の二の二第一項の規定による免許の取消しを受けなかつた者準中型自動車免許又は普通自動車免許が失効したため法第百四条ハ 準中型自動車免許又は普通自動車免許に係る再試験を受けた後

自動車免許が失効したため法第百四条の二の二第二項又は第四項期間が通算して一月を超えた日以後に準中型自動車免許又は普通通自動車免許に係る再試験を受けなかつた者で、同項に規定する一 法第百条の二第五項の規定に違反して準中型自動車免許又は普

二号及び第三号に掲げる事項について行う試験を免除する。免許が失効した日から起算して六月の間は、法第九十七条第一項第された日から、ロから二までに掲げる者にあつては当該普通自動車で重転免許を受けようとする者が次に掲げる者に該当

兀

通自動車免許を取り消された者と第三項条の二の二第一項、第二項又は第四項の規定により普の

イ

せのでの間に普通自動車免許が失効したため、再試験を受けなかつたでの間に普通自動車免許が失効し、又は再試験の通知を受けた受ける前に普通自動車免許が失効し、又は再試験の通知を受けた

受けなかつた者したため法第百四条の二の二第一項の規定による免許の取消しをい、普通自動車免許に係る再試験を受けた後普通自動車免許が失効

二第二項又は第四項の規定による免許の取消しを受けなかつたも超えた日以後に普通自動車免許が失効したため法第百四条の二の試験を受けなかつた者で、同項に規定する期間が通算して一月を法第百条の二第五項の規定に違反して普通自動車免許に係る再

の規定による免許の取消しを受けなかつたもの

六 略

(指定自動車教習所の指定の区分)

第三十四条の六 法第九十九条第一項の政令で定める免許は、 次に掲げ

るとおりとする。

準中型自動車免許 (略)

四 ~ 十 一 (略)

再試験の基準

第三十六条 法第百条の二第一項本文の政令で定める基準は、 次のいず

れかに該当することとなることとする。

違反行為をしたことがないこと。 に係る合計点数が二点以下であり、 除く。)であつて、当該行為をする前においてした直近の違反行為 ころにより付した点数が三点であることによつて三点となる場合を おいて同じ。)が三点以上(当該行為について別表第二に定めると 第二に定めるところにより付した点数の合計をいう。 行為に限る。以下この条において同じ。 動車等(以下「免許自動車等」という。)の運転に関してした違反 てした違反行為(当該免許による法第七十一条の五第二項の免許自 当該行為に係る合計点数(当該行為及び当該行為をする前におい 又は当該行為をする前において )のそれぞれについて別表 以下この条に

0

五. (略)

第三十四条の六 (指定自動車教習所の指定の区分) 法第九十九条第一項の政令で定める免許は、

るとおりとする。

(略)

三 | |--| (略)

(再試験の基準)

第三十六条

法第百条の二第一項本文の政令で定める基準は、

次の

**\**\

れかに該当することとなることとする。

行為をしたことがないこと。 てした違反行為(当該免許による法第百条の二第 る合計点数が二点以下であり、 により付した点数が三点であることによつて三点となる場合を除く て同じ。)が三点以上(当該行為について別表第二に定めるところ に定めるところにより付した点数の合計をいう。 に限る。以下この条において同じ。 )であつて、当該行為をする前においてした直近の違反行為に係 当該行為に係る合計点数(当該行為及び当該行為をする前に (以下「免許自動車等」という。) の運転に関してした違反行為 又は当該行為をする前において違反 )のそれぞれについて別表第二 以下この条におい 一項の免許自 動車 お

略

(再試験の受験期間の特例)

は、次に掲げるとおりとする。第三十七条の四 法第百条の二第五項の政令で定めるやむを得ない理由

一~五 (略)

許又は普通自動車免許について行われる場合に限る。)。
六 免許の効力が停止されていること(当該再試験が準中型自動車免

七 (略)

(認知機能が低下した場合に行われやすい違反行為)

第三十七条の六の三 法第百一条の七第一項の政令で定める行為は、自

動車等の運転に関し行われた次に掲げる行為とする。

(信号機の信号等に従う義務)

の規定に違反する行為

法第七条

一 法第八条(通行の禁止等)第一項の規定に違反する行為

四 法第二十五条の二 (横断等の禁止) の規定に違反する行為

に違反する行為 法第二十六条の二(進路の変更の禁止)第二項又は第三項の規定

行為 法第三十三条(踏切の通過)第一項又は第二項の規定に違反する

項の規定に違反する行為法第三十四条(左折又は右折)第一項、第二項、第四項又は第五

八 法第三十五条(指定通行区分)第一項の規定に違反する行為

(再試験の受験期間の特例)

は、次に掲げるとおりとする。第三十七条の四 法第百条の二第五項の政令で定めるやむを得ない理

一~五 (略)

について行われる場合に限る。)。

、免許の効力が停止されていること(当該再試験が普通自動車免許

七 (略)

る行為 法第三十五条の二(環状交差点における左折等)の規定に違反す

違反する行為

違反する行為 | 違反する行為 | 法第三十八条(横断歩道等における歩行者等の優先)の規定に

十四 法第三十八条の二(横断歩道のない交差点における歩行者の優

十五 法第四十二条(徐行すべき場所)の規定に違反する行為

の規定に違反する行為

十八 法第七十条(安全運転の義務)の規定に違反する行為十七 法第五十三条(合図)第一項又は第二項の規定に違反する行為

(臨時認知機能検査の受検期間等の特例)

第三十七条の六の四 法第百一条の七第三項及び第六項の政令で定める

やむを得ない理由は、次に掲げるとおりとする。

一 海外旅行をしていること。

二 災害を受けていること。

三 病気にかかり、又は負傷していること。

四 法令の規定により身体の自由を拘束されていること。

五 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じて

(臨時適性検査)

# (臨時適性検査)

運运ご関し行つでと欠こ掲げる行為とする。 第三十七条の七 法第百二条第一項の政令で定める行為は、自動車等の

- 一 法第七条(信号機の信号等に従う義務)の規定に違反する行為運転に関し行われた次に掲げる行為とする。
- 二 法第八条(通行の禁止等)第一項の規定に違反する行為
- 三 法第十七条(通行区分)第一項から第四項まで又は第六項の規定
- に違反する行為

四 法第二十条(車両通行帯)の規定に違反する行為

五 法第二十五条の二 (横断等の禁止) の規定に違反する行為

六 法第二十六条の二 (進路の変更の禁止) 第二項又は第三項の規定

七

に違反する行為

| 法第三十五条(指定通行区分)第一項の規定に違反する行為|| 行為|

違反する行為法第三十六条(交差点における他の車両等との関係等)の規定に

九

る事情があること。	
五 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じて 一	
四 法令の規定により身体の自由を拘束されていること。	
三病気にかかり、又は負傷していること。	
二 災害を受けていること。	
一 海外旅行をしていること。	
おりとする。	六の四各号に掲げるものとする。
3 法第百二条の二の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げると	3 法第百二条の二の政令で定めるやむを得ない理由は、第三十七条の
2 (略)	2 (略)
第三十七条の八 (略)	第三十七条の八 (略)
(軽微違反行為等)	(軽微違反行為等)
2  (略)	第三十七条の七(略)
行為	
十五 法第四十三条(指定場所における一時停止)の規定に違反する	
十四 法第四十二条(徐行すべき場所)の規定に違反する行為	
先)の規定に違反する行為	
十三 法第三十八条の二 (横断歩道のない交差点における歩行者の優	
違反する行為	
十二 法第三十八条 (横断歩道等における歩行者等の優先) の規定に	
)の規定に違反する行為	
十一 法第三十七条の二(環状交差点における他の車両等との関係等	

(臨時適性検査に係る免許の効力の停止をする場合等)

- りとする。 とする。 とするの二の三第三項の政令で定める基準は、次に掲げるとお
- 、免許を取り消すものとする。停止の期間内に重ねてそれぞれ当該イからハまでに該当した場合は四条の二の三第三項の規定により免許の効力を停止された者が当該一 次号イからハまでのいずれかに該当することを理由として法第百
- は、免許の効力を停止するものとする。 二 次のいずれかに該当する場合(前号に該当する場合を除く。)に
- 場合
  規定に違反して当該通知に係る認知機能検査を受けないと認める
  規定に違反して当該通知に係る認知機能検査を受け、同条第三項の
- 規定に違反して当該通知に係る講習を受けないと認める場合

  出第百一条の七第五項の規定による通知を受け、同条第六項の
- | 該命令に違反したと認める場合又は同条第六項の規定による通知/ | 法第百二条第一項から第三項までの規定による命令を受け、当

(臨時適性検査に係る免許の効力の停止をする場合等)

りとする。 法第百四条の二の三第三項の政令で定める基準は、次に掲げるとお

2

- 該当する場合を除く。)には、免許の効力を停止するものとする。違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認める場合(前号に二 法第百二条第六項の規定による通知を受け、同条第七項の規定に

# を受け、 受けないと認める場合 同条第七項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を

(申請による取消しの際に受けることができる免許の種類)

第三十九条の二の二 に定めるものとする。 は、次の表の上欄に掲げる取消しに係る免許の種類ごとに同表の下欄 法第百四条の四第一項の政令で定める種類の免許

免許、普	中型自動車免許、準中型自動車免許、	中型自動車第二種免許
	種免許	
動車第二	型自動車第二種免許又は普通自動車第二	
車免許、中	殊自動車免許、原動機付自転車な	
小型特	型自動車免許、普通自動車免許、	
許、準中	大型自動車免許、中型自動車免許	大型自動車第二種免許
	(略)	(略)
	は原動機付自転車免許	
車免許又	普通自動車免許、小型特殊自動車免許又	準中型自動車免許
	許	
自転車免	型特殊自動車免許又は原動機付自転車免	
免許、小	準中型自動車免許、普通自動車免許、	中型自動車免許
	原動機付自転車免許	
免許又は	通自動車免許、小型特殊自動車免許又は	
免許、普	中型自動車免許、準中型自動車免許	大型自動車免許
	許の種類	
できる免	受けたい旨の申出をすることができる免	取消しに係る免許の種類

(申請による取消しの際に受けることができる免許の種類)

第三十九条の二の二 法第百四条の四第一項の政令で定める種類の免許 は、次の表の上欄に掲げる取消しに係る免許の種類ごとに同表の下欄

に定めるものとする。

許、普	事	準中	· 免 許 又	転割東外	元 許 又 は 普 の 免
中型自動車第二種免許		大型自動車第二種免許(略)	(新設)	中型自動車免許	大型自動車免許の種類
中型自動車免許、普通自動車免許、小型	又は普通自動車第二種免許機付自転車免許、中型自動車第二種免許自動車免許、小型特殊自動車免許、原動	大型自動車免許、中型自動車免許、普通(略)	(新設)	は原動機付自転車免許、小型特殊自動車免許又	特殊自動車免許又は原動機付自転車免許中型自動車免許、普通自動車免許、小型許の種類

 (略)
 (略)

 (略)
 (略)

 (略)
 (略)

(仮運転免許の取消しの基準)

ぎらころしこう。 第三十九条の三 法第百六条の二第一項の政令で定める基準は、次に掲

げるとおりとする。

(略)

トル しくは自動車損害賠償保障法 を運転する行為に限る。 をして大型自動車、 **積載物の重量の制限として定められた数値の二倍以上の重量の積載** 違反行為にあつては車両について法第五十七条第一項の規定により 上超える速度で運転する行為に、法第百十八条第一項第二号に係る 度で進行してはならないこととされている最高速度を三十キロメー 係る違反行為にあつては法第二十二条の規定によりこれを超える速 七号、法第百十七条の三若しくは法第百十八条第一項第一号、 若しくは第三号、 )若しくは第八号に係る違反行為 規定に違反する行為をしたとき 仮運転免許を受けた者が法第百十七条、法第百十七条の二第一号 毎時 第七号 (高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時) (法第八十五条第六項から第十項までに係る部分に限る 法第百十七条の二の二第一号、 中型自動車、 又は道路運送車両法第五十八条第一項若 (昭和三十年法律第九十七号) 第五条 準中型自動車又は大型特殊自動車 (法第百十八条第一項第一号に 第三号若しくは第 第二 以

(略) は普通自動車第二種免許 は普通自動車第二種免許又

(仮運転免許の取消しの基準)

げるとおりとする。 第三十九条の三 法第百六条の二第一項の政令で定める基準は、次に掲

·二 (略)

三 。)若しくは第八号に係る違反行為(法第百十八条第一項第一号に 係る違反行為にあつては法第二十二条の規定によりこれを超える速 る行為をしたとき 害賠償保障法 に限る。 をして大型自動車、 積載物の重量の制限として定められた数値の二倍以上の重量の積載 違反行為にあつては車両について法第五十七条第一項の規定により 上超える速度で運転する行為に、法第百十八条第一 トル毎時 度で進行してはならないこととされている最高速度を三十キロメー 七号、法第百十七条の三若しくは法第百十八条第一項第一号、 若しくは第三号、 仮運転免許を受けた者が法第百十七条、法第百十七条の二第 第七号 )又は道路運送車両法第五十八条第一 (高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時) (法第八十五条第六項から第九項までに係る部分に限る (昭和三十年法律第九十七号)第五条の規定に違反す 法第百十七条の二の二第一号、 中型自動車又は大型特殊自動車を運転する行為 項若しくは自動 第三号若しくは 項第二号に係る 第二 車損 一号 以

### 四 (略)

。 別に掲げる場合を除き、仮運転免許を取り消すものとすることとすると 法第百六条の二第二項の政令で定める基準は、第三十七条の七第一

(委託することのできない事務)

# 十五 法第百一条

十六 法第百二条第一項から第五項までの規定による適性検査の結果に係る事務 に係る事務 一項の規定による認知機能検査の結果の判定

# 十七~二十五 (略)

より提出された診断書の受取りに係る事務

の判定及び同条第一

項から第三項まで又は第七項ただし書の規定に

(法第百十二条第一項の政令で定める区分及び額)

### 四 (略)

項第一号に掲げる場合を除き、仮運転免許を取り消すものとすること2 法第百六条の二第二項の政令で定める基準は、第三十七条の七第二

(委託することのできない事務)

とする。

おりとする。 第四十条の三 法第百八条第一項の政令で定める事務は、次に掲げると

一~十四 (略)

の判定及び同条第七項ただし書の規定により提出された診断書の受十五 法第百二条第一項から第五項までの規定による適性検査の結果

十六~二十四(略)

取りに係る事務

(法第百十二条第一項の政令で定める区分及び額)

件費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれ、当該区分に応じてそれぞれ同表の第三欄に定める額とし、同項の人し、同項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額は欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の第二欄に定める区分と第四十三条 法第百十二条第一項の政令で定める区分は、次の表の第一

手数料の 区分

ぞれ同表の第四欄に定める額とする。

物件費及び施設費 | 人件費に対応する

手数料の

区分

物件費及び施設費 人件費に対応する

																				料	試験手数	運転免許	種別
															試験	許に係る	自動車免	は準中型	車免許又	中型自動	車免許、	大型自動	
規定の	同項の	当して	号に該	は第五	三号又	一 項 第	の二第	十七条	法第九	場合	受ける	適用を	規定の	同項の	当して	号に該	は第二	一 号 又	一 項 第	の二第	十七条	法第九	
									五百五十円													五百五十円	に対応する額
									千三百五十円													千五十円	額
																				料	試験手数	運転免許	種別
																	験	に係る試	動車免許				種別
規定の	同項の	当して	号に該	は第五	三号又	一項第	の二第	十七条	法第九	場合	受ける	適用を	規定の	同項の	当して	号に該	験は第二	に係る試 一号又	動車免許一項第	料は中型自の二第	試験手数 車免許又 十七条	運転免許 大型自動 法第九	種別
規定の	同項の	当して	号に該	は第五	三号又	一項第	の二第	十七条	法第九 五百五十円	場合	受ける	適用を	規定の	同項の	当して	号に該				は中型自	車免許又	大型自動	種別に対応する額

									料	於													
									杆	検査手数													
(略)	° )	下「検査」という	定による検査(	十九条第三項の規	者に対する法第八	免許を受けてい	中型自動車仮運転	仮運転免許又は準	免許、中型自動車	大型自動車仮運転	(略)		い場合	受けな	適用を	規定の	一項の	の二第	十七条	法第九	場合	受ける	適用を
(略)		<u>う</u>	以	規_	八 )	るては、二千八百円	転 受ける場合にあつ	準 自動車を使用して	車 委員会が提供する	転 三百五十円(公安	(略)	百円)	ロにあつては、三千	4 用して受ける場合	。  供する自動車を使	を公安委員会が提	2 について行う試験	8  二号に掲げる事項	木 九十七条第一項第	二   六百五十円(法第		<i>`</i>	۳.
(略)					)	ては、三千九百円	受ける場合にあつ	自動車を使用して	委員会が提供する	三千七百円 (公安	(略)	三千九百五十円)	場合にあつては、	を使用して受ける	が提供する自動車	試験を公安委員会	事項について行う	項第二号に掲げる	法第九十七条第一	三千七百五十円 (			
									料	検査手数													
(略)			」という。	検査(以下	三項の規定	る法第八十	けている者	車仮運転角	免許又	大型自	(略)												
(略)			V	検査(以下「検査	規定による	八十九条第	る者に対す	転免許を受	免許又は中型自動	大型自動車仮運転	(略)		い場合	受けな	適用を	規定の	一項の	の二第	十七条	法第九	場合	受ける	適用を
(略) (略)			V	。 以 下	三項の規定による一円)	る法第八十九条第一ては、三千百五十	けている者に対す一受ける場合にあつ	車仮運転免許を受  自動車を使用して  自動車を使用し	免許又	大型自	(略) (略)	四百五十円)	い場合 にあつては、三千 場合にあつては、	受けな 用して受ける場合 を使用して受ける	適用を 供する自動車を使	規定のを公安委員会が提対験を公安委員会	一項の  について行う試験  事項について行う	の二第一二号に掲げる事項	十七条 九十七条第一項第	法第九   六百五十円(法第   三千七百五十円	場合	受ける	適用を

(略)																						数料	再試験手
(略)	(略)										係る再試験	普通自動車免許に										に係る再試験	準中型自動車免許
(略)	(略)	円)	ては、千三百五十	受ける場合にあっ	自動車を使用して	委員会が提供する	て行う試験を公安	必要な技能につい	車の運転について	規定する普通自動	百条の二第二項に	六百五十円(法第		つては、三千百円	て受ける場合にあ	る自動車を使用し	安委員会が提供す	いて行う試験を公	て必要な技能につ	動車の運転につい	規定する準中型自	百条の二第二項に	六百五十円(法第
(略)	(略)		は、千五百円)	ける場合にあつて	動車を使用して受	員会が提供する自	行う試験を公安委	要な技能について	の運転について必	定する普通自動車	条の二第二項に規	千三百円(法第百	五十円)	あつては、千五百	して受ける場合に	する自動車を使用	公安委員会が提供	ついて行う試験を	いて必要な技能に	自動車の運転につ	に規定する準中型	第百条の二第二項	千三百五十円(法
																						**	<u></u>
(略)																						数料	再試験手
(略)	(略)										係る再試験	普通自動車免許に											(新設)
(略)	(略)	円)	ては、千三百五十	受ける場合にあつ	自動車を使用して	委員会が提供する	て行う試験を公安	必要な技能につい	車の運転について	規定する普通自動	百条の二第二項に	六百五十円(法第											
(略)	(略)		は、千五百円)	ける場合にあつて	動車を使用して受	員会が提供する自	行う試験を公安委	要な技能について	の運転について必	定する普通自動車	条の二第二項に規	千三百円(法第百											

料	講習手数	(略)								数料	員審査手	教習指導	(略)								数料	員審査手	技能検定
法第百八 大型自	(略)	(略)	(略)	いう。)	習指導員審査」と	る審査(以下「教	一号イの規定によ	九条の三第四項第	許に係る法第九十	は準中型自動車免	中型自動車免許又	大型自動車免許、	(略)	(略)	いう。)	能検定員審査」と	る審査(以下「技	一号イの規定によ	九条の二第四項第	許に係る法第九十	は準中型自動車免	中型自動車免許又	大型自動車免許、
講習一時間につい	(略)	(略)	(略)									二千九百五十円	(略)	(略)									三千二百円
講習一時間につい	(略)	(略)	(略)									一万千六百五十円	(略)	(略)									一万九千九百円
料	講羽									ж/.				ı									4-1-
	講習手数	(略)								数料	員審査手	教習指導	(略)								数料	員審査手	技能検定
法第百八 大型自	百手数 (略)	略) (略)	(略)		う。 )	指導員審査」とい	審査(以下「教習	号イの規定による	条の三第四項第一	剱料 に係る法第九十九	員審査手 は中型自動車免許		(略) (略)	(略)		う。 )	検定員審査」とい	審査(以下「技能	号イの規定による	条の二第四項第一	数料 に係る法第九十九	貝審査手 は中型自動車免許	
		_	(略) (略)		ِي ن	指導員審査」とい	。 以 下	号イの規定による	条の三第四項第一			教習指導 大型自動車免許又 三千三百円		(略) (略)		う。``	検定員審査」とい	審査(以下「技能	号イの規定による	条の二第四項第一			技能検定   大型自動車免許又   三千五百五十円

																				る講習	号に掲げ	一項第四	条の一
る	の	す	者	て	を	重	诵	は	あ	誰	に	車	型		る	許	動	中	٦l		掲 げ 型		条の二第 動車免
る。)	の に 限	するも	者に対	ている	を受け	車免許	通自動	は、 普	あつて	講習に	に係る	車免許	型自動	準中	る講習	許に係	動車免	中型自	又は準	車免許	型自動	許、中	
																							て二千百円
																							百円
																							て
																							て二千円
																				<u>る</u>	号		<u>条</u>
																				る講習	号に掲げ	一項第四	条の二第 動車免
																		る講習	許に係	動車免	中型自	許又は	動車免
																							てニエ
																							- 六百五
																							十円円
																							て二千六百五十円 て二千円
																							1.1

				る講習	号に掲げ	一項第十	条の二第	法第百八	(略)														
る講習	許に係	動車免	普通自	習	係る講	免許に	自動車	準中型		(略)	<° )	の を 除	するも	者に対	ている	を受け	車免許	通自動	習(普	係る講	免許に	自動車	準中型
		て五百円	講習一時間につい				て六百円	講習一時間につい	(略)	(略)												て千七百五十円	講習一時間につい
		て千五百五十円	講習一時間につい				て千五百五十円	講習一時間につい	(略)	(略)												て千六百五十円	講習一時間につい

				る講習	号に掲げ	一項第十	条の二第	法第百八	(略)		
る講習	許に係	動車免	普通自				)	(新 設		(略)	) ( 新 設
		て五百円	講習一時間につい					(新設)	(略)	(略)	(新設)
		て千五百五十円	講習一時間につい					(新設)	(略)	(略)	新設)

T	法第百八 小型特	(略)	(略)
	千六百五十円	(略)	(略)
	三千円	(略)	(略)

									げる講習	二号に掲	一項第十	条の二第	法第百八	(略)	
講習	対する	る者に	けてい	許を受	運転免	第二種	許又は	運転免	第一種	以外の	車免許	殊自動	小型特		(略)
				、千八百円)	る場合にあつては	いて行うものであ	検査の結果に基づ	定により認知機能	条の四第二項の規	三号イ又は第百一	七条の二第一項第	該講習が法第九十	千九百五十円(当	(略)	(略)
				は、三千四百円)	ある場合にあつて	づいて行うもので	能検査の結果に基	規定により認知機	一条の四第二項の	第三号イ又は第百	十七条の二第一項	当該講習が法第九	三千六百五十円(	(略)	(略)

許運第許運第以車殊小を転二又転一外免自型受免種は免種の許動特	。   を う い に の 能 認 に の 第 条 第 項   除 も て 基 結 検 知 よ 規 四 の 百 又 く の 行 づ 果 査 機 り 定 項 七 一 は
に 府 す れ 低 の そ 結 該 千 該 令 も が 下 他 れ 果 認 六	
<ul><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>一年、</li><li>日本、</li><li>日本、</li><li>日本、</li><li>日本、</li><li>日本、</li><li>日本、</li><li>日本、</li><li>日本、</li><li>日本、</li><li>日本、</li><li>日本、</li><li>日本、</li><li>日本、</li><li>日本、</li><li>日本、</li><li>日本、</li><li>日本、</li><li>日本、</li><li>日本、</li><li>日本、</li><li>日本、</li><li>日本、</li><li>日本、</li><li>日本、</li><li>日本、</li><li>日本、</li><li>日本、</li><li>日本、</li><li>日本、</li><li>日本、</li><li>日本、</li><li>日本、</li><li>日本、</li><li>日本、</li><li>日本、</li><li>日本、</li><li>日本、</li><li>日本、</li><li>日本、</li><li>日本、</li><li>日本、</li><li>日本、</li><li>日本、</li></ul>	
千六百五十円(当 結果が認知症のお それがあることそ の他の認知機能検査の れがあることを示 れがあることを示 は下しているおそ で定める基準	
三千円 (当該認 三千円 (当該認 一世の 一世の 一世の 一世の 一世の 一世の 一世の 一世の	
三千円(当該認知 機能検査の結果が 認知機能が低下し ることを示すもの ることを示すもの をして内閣府令で として内閣府令で として内閣府令で	
(x) 新 設	

る者にい
に 円) あつては、千九百
円)   円)   大百五十   大百五十
六百五十

行うも	づいて	果に其	査の対	機能給	り認知	定によ	項の担	七第	一条の	法第五	講習	対する	る者に	けてい	許を必	運転免	第二種	許又は	運転免	第一種	以外の	車免許	殊自動
		<b>本</b>	<b>芥口</b> ┃	1円	ZH	<u>۲۱</u>	/元		ارکا			ગા	(-	۱۰ ۷	又	<i>7</i> CI	7里	(4)	元	7里	ν <i></i> η	PT]	<b>到</b>

	佰	1	<u></u>	14	<u> </u>	م ا	푀	<i>7</i>	绺	绺	久	+1		る	1.7	1.1	四	<i>σ</i>	由	<i>玩</i> 生。	ارار ا	る	<i>(</i> )
定によ	項の規	七第四	一条の	は第百	二項又	の四第	百一条	イ、 第	第三号	第一項	条の二	九十七	( 法 第	る講習	に対す	いる者	受けて	のみを	車免許	殊自動	小型特	る。)	の に 限
																					五百		
																					五百五十円		
																					1 11		
																					千皿		
																					千四百五十円		
																					十円		
														る講習	に対す	いる者	受けて	のみを	車免許	殊自動	小型特		
																					七百円		
																					円		
																					<b>4</b>		
																					五		
																					-五百五十		
																					千五百五十円		

条 第 7 第 第	条九	<u> </u>	K V	受	の	車	殊	小	<_	の	行	づい	果	查	機	り
条 第 ス 五 四 一 は 男 項	条の二	(法第習	に対する者		のみを	車免許	殊自動	小型特	Š	のを除	行うも	いて	果に基	査の結	機能検	り認知
円)	つては、八百五十	令で定める基準に ものとして内閣府	があることを示す	他の認知機能が低	れがあることその	果が認知症のおそ	認知機能検査の結	五百五十円								
	八百五十	める基準して内間	ことを	知機能が	ること	知症のな	能検査の									
								(当該								
百 五 十 円)	あつては、	令で定	がある	他の認	れがあ	果が認	認知機	千四百五十円								
	あつては、三千四に該当するものに	府令で定める基準すものとして内閣	れがあることを示	の他の認知機能が	それがあることそ	結果が認知症のお	該認知機能検査									
	四に	準閣	示る	が	そ	お	の	当								
							$\overline{}$	 (新								
								(新 設								
_																

<u></u> 坦	ml	<u></u>	五	<u> </u>	z l	17	1.1	巫	ا م	由	形士	ادار	0	17	اۃ	ادر	17	<u></u>	台上	⇒刃┃	17	<u></u>	∽
規定に	四項の	の七第	百一条	( 法 第	る講習	に対す	い る 者	受けて	のみを	車免許	殊自動	小型特	° )	に限る	うもの	い て 行	に基づ	の結果	能検査	認知機	により	の規定	第二項
												四百円											
												二千円											
											0	(新 設											

					VI					,	2												
			審査細目	四欄に	数料の	の第一	定員塞	又は人	二条第	細目に	技能	備考	(略)										
技能				に定め	項の	欄に	査手	件費	河項	つい	検定				ı								
大型			区分	る額	第三	掲げ	数料	に対	の物	ての	員審	(略)	(略)	(略)									
目動車				を減じ	欄又は	る区へ	の 項	応する	件費品	番査な	査を必												
大型自動車免許、				る額を減じた額とする。	数料の項の第三欄又は第四欄に定める額から、	の第二欄に掲げる区分に応じて、	定員審査手数料の項の第三欄又は第四欄の規定にかかわらず、	人件費に対応する部分として政令で定める額は、	二条第一項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額	細目についての審査を免除される者である場合にあつては、	技能検定員審査を受けようとする者が次の表の第一欄に掲げる審査					限る。	ものに	て行う	基づい	結果に	検査の	知機能	よ り 認
	減	に	物	とする	欄に完	じて、	欄又は	として	設費に	されて	うとす						()	ノI 	V 1	()	۷۷	旧口	Pi Ci
三百五十円	減ずる額	に対応する額から	物件費及び施設費	3	止める		第四	政令	だ対応	る者で	ッる 者		(略)	略)									
十円	額	する 額	及び施		額か	ぞれ	欄の	で定	する	ある	· が 次												
		から	設費		ら、次	それぞれ前項の表技能検定員審査	規定に	める頻	部分と	場合に	の表の												
三千		額か	人件		のの表	表技	かか		しして	にあつ	第一		(略)	(略									
六百元		ら減	費に対		の第一	能検究	わらざ	前項の	政令	ては、	欄に記												
三千六百五十円		額から減ずる額	人件費に対応する		の表の第三欄又は第	正 員 塞		前項の表技能	で定め		掲げる												
		H2K	る		八は第	査手	次の表	能検	る額	法第百十	審査												
											2												
				1 DD	米ケ	$\sigma$	定	$\nabla$	_	公田	4												
<del></del>			審査細	四欄に	数料の	の第二	定員審	又は人	二条第	細目に		備考	(略)										
技能			審査細目	欄	数料の項の	の第二欄に	定員審査手	又は人件費	二条第一項	細目につい			(略)										
			審査細目 区分	欄	数料の項の第三爛	の第二欄に掲げる	定員審査手数料の	又は人件費に対応	二条第一項の物件	細目についての家		備考(略)	(略) (略)	(略)									
大型自				欄に定める額を	数料の項の第三欄又は	の第二欄に掲げる区分	$\mathcal{O}$	人件費に対応	二条第一項の物件費及	細目についての審査を	技能検定員審査		_	(略)									
大型自				欄に定める額を	数料の項の第三欄又は第四日		$\mathcal{O}$	人件費に対応	二条第一項の物件費及び施品	細目についての審査を免除・	技能検定員審査		_	(略)									
大型自	減	に	区分	欄に定める額を	数料の項の第三欄又は第四欄に宮		$\mathcal{O}$	人件費に対応	二条第一項の物件費及び施設費に	細目についての審査を免除される	技能検定員審査		(略)										
大型自	減ずる知	に対応さ	区分	欄	数料の項の第三欄又は第四欄に定める		$\mathcal{O}$	人件費に対応	二条第一項の物件費及び施設費に対応	細目についての審査を免除される者で	技能検定員審査		_	(略) (略)									
	減ずる額	に対応する額	区分	欄に定める額を	数料の項の第三欄又は第四欄に定める額かん		$\mathcal{O}$	人件費に対応	二条第一項の物件費及び施設費に対応するな	細目についての審査を免除される者であるロ	技能検定員審査		(略)										
大型自	減ずる額	に対応する額から	区分	欄に定める額を	又は第四欄に定める額から、		$\mathcal{O}$	人件費に対応	二条第一項の物件費及び施設費に対応する部分と	細目についての審査を免除される者である場合に	技能検定員審査		(略)										
大型自動車免許又  三百五十円	減ずる額	に対応する額から 額か	区分物件費及び施設費	欄に定める額を	又は第四欄に定める額から、		$\mathcal{O}$	人件費に対応	二条第一項の物件費及び施設費に対応する部分として	細目についての審査を免除される者である場合にあつ	技能検定員審査		(略) (略)	(略)									
大型自動車免許又 三百五十円	減ずる額		区分物件費及び施設費	欄に定める額を	又は第四欄に定める額から、		$\mathcal{O}$	人件費に対応	二条第一項の物件費及び施設費に対応する部分として政令	細目についての審査を免除される者である場合にあつては、	技能検定員審査		(略)										
大型自	減ずる額	に対応する額から 額から減ずる額	区分	欄に定める額を	数料の項の第三欄又は第四欄に定める額から、次の表の第三欄又は第	の第二欄に掲げる区分に応じて、それぞれ前項の表技能検定員審査手	定員審査手数料の項の第三欄又は第四欄の規定にかかわらず、次の表	又は人件費に対応する部分として政令で定める額は、前項の表技能検	二条第一項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額	細目についての審査を免除される者である場合にあつては、法第百十			(略) (略)	(略)									

い な 内 教 定 る 不 と の 事 て と	項に規	八第四	の <u>-</u> +	百八条	三法第	能	点の技	及び採	る観察	に関す	転技能	車の運	二 自動	技能	の運転	自動車	必要な	として	検定員
(略)	吕	許に係る技能検定	は準中型自動車免	中型自動車免許又	大型自動車免許、			(略)	員審査	許に係る技能検定	は準中型自動車免	中型自動車免許又	大型自動車免許、		(略)	員審査	許に係る技能検定	は準中型自動車免	中型自動車免許又
(略)								(略)					三百五十円		(略)				
略					二千四百五十円			(略)					六千三百五十円		(略)				
_																			
い な 内 教 定 る 不 と す て と	項に規	八第四	の 二 十	百八条	三法第	能	点の技	及び採	る観察	に関す	転技能	車の運	二自動	技能	の運転	自動車	必要な	として	検定員
い な 内 教 則 の		八第四 審査	の二十 に係る技能検定員	百八条は中型自動車免許		能	点の技	及び採(略)	る観察	に関す一審査	転技能 に係る技能検定員	車の運は中型自動車免許	大型自動車免許又	技能	の運転 (略)	自動車	必要な 審査	として に係る技能検定員	検定員 は中型自動車免許
					法第	能	点の技		る観察					技能		自動車			検定員 は中型自動車免許

	備考	(略)	知識	関する	方法に	の評価	転技能	車の運	六自動		知識	関する	実施に	検定の	五技能	知識	いての	令につ	する法	所に関	車教習	四自動	項
技能検定員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の		(略)		(略)	員審査	許に係る技能検定	は準中型自動車免	中型自動車免許又	大型自動車免許、	(略)	員審査	許に係る技能検定	は準中型自動車免	中型自動車免許又	大型自動車免許、		(略)	員審査	許に係る技能検定	は準中型自動車免	中型自動車免許又	大型自動車免許、	
ようとする者が一の		(略)		(略)						(略)							(略)						
の項及び二の項の		(略)		(略)					千七百五十円	(略)					二千円		(略)					二千四百五十円	
			ı							ı						I							
一技	備考	(略)	知識	関する	方法に	の評価	転技能	車の運	六 自動		知識	関する	実施に	検定の	五技能	知識	いての	令につ	する法	所に関	車教習	四自動	項
一 技能検定員審査を受け	備考	(略) (略)	知識	関する(略)	方法に	の評価 審査	転技能 に係る技能検定員	車の運は中型自動車免許		(略)	知識	関する審査	実施にに係る技能検定員	検定のは中型自動車免許		知識	いての (略)	令につ	する法審査	所に関 に係る技能検定員	車教習は中型自動車免許		項
一 技能検定員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の	備考		知識		方法に			運	自動	(略) (略)	知識				技能	知識	0)	令につ				自動	項

中型自 二百円を減ずるものとする 型自動車免許に係る技能検定員審査については二百円を、 種免許等に係る技能検定員審査については二千九百円を減ず び第四欄に定めるところによるほか、 定第一種運転免許に係る技能検定員審査については二百円を 通自動車免許に係る技能検定員審査については二百円を、 定める額から更に大型自動車免許、 るものとし、 る技能検定員審査については八百五十円を、 定員審査については六百五十円を、 については二千二百五十円を、 **査手数料の項の第三欄に定める額から更に大型自動車免許、** れる者である場合にあつては、 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については 欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除さ 動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査 前項の表技能検定員審査手数料の項の第四欄に 普通自動車免許に係る技能検 一の項及び二の項の第三欄及 中型自動車免許又は準中 特定第一種運転免許に係 前項の表技能検定員審 大型自動車第二 普 特

第一 審査については三百五十円を、 については五百五十円を、 査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許、\_\_ び第四欄に定めるところによるほか、 れる者である場合にあつては、 型自 技能検定員審査を受けようとする者が三の項及び四 欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除さ 動 東免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査 普通自動車免許に係る技能検定員 三の項及び四の項の第三欄及 特定第 前項の表技能検定員審 一種運転免許に係る技 の項の

> 円|を、 第一 審査については二百円を減ずるものとする。 は二百円を、 は二百円を、 動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査について 能検定員審査手数料の 員審査については二千九百円を減ずるものとし、 ては八百五十円を、 五十円を、 は中型自動車免許に係る技能検定員審査については二千六百 査手数料の項の第三欄に定める額から更に大型自動車免許又 び第四欄に定めるところによるほ れる者である場合にあつては、 ては二百円を、 欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除さ 普通自動車免許に係る技能検定員審査については六百 特定第 特定第 普通自動車免許に係る技能検定員審査について 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員 一種運転免許に係る技能検定員審査につい 大型自動車第一 項の第四欄に定める額から更に大型自 種運転免許に係る技能検定員審査につ 一の項及び二の項の第三欄及 か、 一種免許等に係る技能検定 前項の表技能検定員審 前項の表技

は中型自 第一 円 五十円を、 査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許 び第四欄に定めるところによるほか、 れる者である場合にあつては、 技能検定員審査を受けようとする者が三の項及び四 欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除さ 普通自動車免許に係る技能検定員審査については三百 動車免許 特定第 に係る技能検定員審査については五百五十 種運転免許に係る技能検定員審査につい 三の項及び四の項の第三欄及 前項の表技能検定員審 0) 項

能検定員審査については三百五十円を減ずるものとする。

審査細目

区分

# ては三百五十円を減ずるものとする。

技能	教習の	必要な	教習に	二技能	技能	の運転	自動車	必要な	として	指導員	一教習			審査細目
	審査	に係る教習指導員	は中型自動車免許	大型自動車免許又		(略)		審查	に係る教習指導員	は中型自動車免許	大型自動車免許又			区分
				五十円		(略)					三百五十円	減ずる額	に対応する額から	物件費及び施設費
				千三百円		(略)					三千六百五十円		額から減ずる額	人件費に対応する

教習の

許に係る教習指導中型自動車免許、大型自動車免許、

必要な

技能

審査

教習に

技能

五十円

千三百円

の 真 動 要 な

略

略

略

員審査

許に係る教習指導中型自動車免許、大型自動車免許、

として

教習

三百五十円

三千六百五十円

に対応する額から物件費及び施設費

額から減ずる額

人件費に対応する

技能

大型自動車免許又
(略)
審査
に係る教習指導員
は中型自動車免許
大型自動車免許又
(略)
審査
に係る教習指導員
は中型自動車免許
大型自動車免許又

(略) (略) (略) (略) (略) (略) (である場合にある場合にある場合にある場合にある場合にある場合にある場合にある場合に	(略)	所に関 は準中型自動車免 やにつ 員審査 をして は準中型自動車免 が 第四欄に定めるところに が 第四欄に定めるところに 下 中型自動車免許 マ 中型自動車免
動車免許	1	-型自動車免 -型自動車免許又 - 動車免許又 - 動車免許又 - 一動車免許又 - 一動車免許又 - 一動車免許又 - (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)
(略)	(略)	(略)
(略) (略) (略) (の審査のいずれをも免め の項及び二の項の第三門 (略)	ほか、第一項の表教習指導員 (略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (の審査のいずれをも免の項及び二の項の第三の項及び二の項の第三の項の第三の事三の表教習指
五のいずれをも免め (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)	及び二の項及び二の項及び二の項及び二の項及び二の項及び二の項及び二の項の第三型の第三型の第三型の第三型の第三型の第三型の第三型の第三型の第三型の第三型	及び二の項及び二の項及び二の項及び二の項及び二の (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)
の の の 項及 び この で も 免 か で も 免 の で も 免 の で も の で も の で も の で も の で も の で も の で も の の で も の の で も の の の の の の の の の の の の の	の で の で で の で の で の で の で の で の で の で の の で の で の で の で の で の の の の の の の の の の の の の	の の の の の の の の の の の の の の
(略) (略) (略) (略) (では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	(略) (略) (略) (略) (で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	が一の項及び二の (略) (略) (略) (略)
(略) (略) (略)	(略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)
(略)	略	略
(略)	略	略
(略)	略	略
(略)	(略)	略)
略)	略)	略
略)	略)	略
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	教習指導	教習指導
	係る教習指導	係る教習指導 中型自動車免

円を減ずるものとする。 動車第二種免許等に係る教習指導員審査については二百五十 運転免許に係る教習指導員審査については二百円を、大型自 免許に係る教習指導員審査については二百円を、 係る教習指導員審査については二千九百円を減ずるものとし 免許に係る教習指導員審査については二百円を、 から更に大型自動車免許 第一項の表教習指導員審査手数料の項の第四欄に定める額 中型自動車免許又は準中型自動車 普通自動車 特定第一種

審査については二千九百円を減ずるものとし、

第一

項の表教

第 員審査については百円を、 査については二百五十円を、 審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許 れる者である場合にあつては、 導員審査については百円を減ずるものとする び第四欄に定めるところによるほか、 教習指導員審査を受けようとする者が四の項及び五の項の 中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審 一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除さ 特定第一種運転免許に係る教習指 普通自動車免許に係る教習指導 四の項及び五の項の第三欄及 第一項の表教習指導員

円を、 第 習指導員審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自 十円を、 又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については二百五 審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許 び第四欄に定めるところによるほか、 れる者である場合にあつては、 審査については二百五十円を減ずるものとする。 いては二百円を、 は二百円を、 は二百円を、 動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査について 教習指導員審査を受けようとする者が四の項及び五の項の 一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除さ 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については 普通自動車免許に係る教習指導員審査については百 特定第 普通自動車免許に係る教習指導員審査について 大型自動車第二種免許等に係る教習指導員 一種運転免許に係る教習指導員審査につ 四の項及び五の項の第三欄及

別表第一 (第十七条の三関係)

略

百円を減ずるものとする

#### 備考

略

- この表の放置車両の種類の欄に掲げる用語の意義は、 それぞれ
- 1 「大型車」とは、大型自動車、 中型自動車、 大型特殊自 動 車

別表第一 備考

(第十七条の三関係)

略

次に定めるところによる。

次に定めるところによる。

「大型車」とは、大型自動車、

中型自動車

準中型自動車

この表の放置車両の種類の欄に掲げる用語の意義は、

それぞれ

略

- 44 -

第一項の表教習指導員

に定めるところによる。	に定めるところによる。
三 この表の車両等の種類の欄に掲げる用語の意義は、それぞれ次	三 この表の車両等の種類の欄に掲げる用語の意義は、それぞれ次
一•二 (略)	一•二 (略)
備考	備考
別表第六(第四十五条関係)(略)	別表第六(第四十五条関係) (略)
109 \{ 128 (略)	109 \{ 128 (略)
一項の規定に違反する行為をいう。	一項又は第二項の規定に違反する行為をいう。
108 「聴覚障害者標識表示義務違反」とは、法第七十一条の六第	108 「聴覚障害者標識表示義務違反」とは、法第七十一条の六第
一項の規定に違反する行為をいう。	一項又は第二項の規定に違反する行為をいう。
107 「初心運転者標識表示義務違反」とは、法第七十一条の五第	107 「初心運転者標識表示義務違反」とは、法第七十一条の五第
11~106(略)	11~106(略)
第九項までの規定に違反する行為をいう。	第十項までの規定に違反する行為をいう。
10 「大型自動車等無資格運転」とは、法第八十五条第五項から	10 「大型自動車等無資格運転」とは、法第八十五条第五項から
1~9 (略)	1~9 (略)
定めるところによる。	定めるところによる。
二 一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に	二 一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に
一 (略)	一 (略)
備考	備考
三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八関係) (略)	三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八関係)(略)
別表第二(第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三、第	別表第二(第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三、第
2~4 (略)	2~4 (略)
及び重被牽引車をいう。	大型特殊自動車及び重被牽引車をいう。

1 「大型車」とは、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、 大型特殊自動車、トロリーバス及び路面電車をいう。

2 \ \ 4

(略)

、トロリーバス及び路面電車をいう。

1 「大型車」とは、大型自動車、中型自動車、大型特殊自動車

2 \ \ 4

(略)